

# 議案第97号 権利の放棄について

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

### 1 放棄する権利

(昭和52年11月10日付け契約) 住宅改修資金貸付金債権

### 2 債務者

亡 A 相続財産

### 3 放棄する金額

未払いの元金利息金1,317,888円及びこれに係る違約金

### 4 理由

借受人 A の死亡後、相続人全員が相続放棄したため、相続人が不存在であること、連帯保証人2名について、両名とも死亡していること、また、本件債権について、すでに時効期間を経過していることから、これ以上の債権回収が困難であるため。